

# 関西電力(株)に係る 環境影響評価方法書に対する勧告について

平成16年7月9日  
経済産業省  
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、堺港発電所設備更新計画に係る環境影響評価方法書について、関西電力(株)に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

## 1. 計画概要

- ・場 所：大阪府堺市築港新町1丁2
- ・出 力：既設1号機～8号機200万kW級を200万kW級（1号系列100万kW級（25万kW級×4基）、2号系列100万kW級（25万kW級×4基）、発電端出力）に変更

## 2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書受理	平成16年 1月16日
住民等意見の概要受理	平成16年 3月12日
大阪府知事意見受理	平成16年 5月14日

問合せ先：電力安全課 高取、沼倉

電話03-3501-1742（直通）

03-3501-1511（代表）

4921（内線）

【関西電力(株)堺港発電所設備更新に係る環境影響評価方法書勧告内容】

環境影響評価手法について

施設の稼働に伴う大気質については、定格出力運転時のみならず、当該発電所のガスタービンの起動から定格出力運転に至るまでの低負荷域及び定格出力運転から停止に至るまでの低負荷域の窒素酸化物排出濃度が高くなることから、これらの低負荷域における窒素酸化物についても検討し、必要に応じ予測・評価を行うこと。